「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社 会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マ ルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性 向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行 うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従 業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じ て、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み 出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当社の状況を踏まえた適切 な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員の エンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り 組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げおよび業績に対応した適切な賞与による還元を労使の協議をもっ て真摯に取り組むとともに、階層別教育、職能別教育訓練等による人材育成に取り組んでまい ります。

また、サステナビリティの実現を経営の根幹に位置づけ、社会から必要とされる企業であり 続けることを目指し、全従業員の心身の健康増進と企業価値の持続的向上に努めてまいりま す。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。 なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マル チステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- パートナーシップ構築宣言の登録日 2025年1月14日
- パートナーシップ構築宣言のURL

https://www.biz-partnership.jp/declaration/82760-19-00-tokyou.pdf

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取 引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでま いります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年1月23日